

2023年12月15日

令和6年度大学院工学研究科修士課程入学予定者 各位

長岡技術科学大学

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」について

国により令和6年度以降の修士課程進学者で、制度の利用を希望する者を対象に、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得に応じて授業料を後払いする、大学院修士段階における「授業料後払い制度」(以下「本制度」という。)が創設される予定です。

文部科学省から通知のあった情報に基づき、以下のとおりお知らせいたします。

※この情報は、2023年8月時点のもので、現在、国により本制度の検討が引き続き行われていることから、本学から以下に記載する以上のことについて、お答えできません。また、本制度の内容等について今後変更される場合がありますので予めご承知おきください。

1. 本制度の対象者

令和6年度に実施する本制度の採用選考に限り、以下の①又は②に該当する者のみを対象とする。

①令和6年度春の新規入学者であって、学部段階において「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていた者であって、本制度の利用を希望する者

②令和6年度秋の新規入学者(※)

※令和6年度秋からは、以下の条件をすべて満たす者を対象とする。

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構(以下「JASSO」という。)の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
(申請資格等) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/index.html
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

2. 本制度の利用を希望する令和6年度春の新規入学者に係る前期授業料の取扱い

上記①に該当する本制度利用希望者に係る前期授業料は、令和6年秋まで納入を猶予し、本制度に認定された場合は、猶予された前期授業料も授業料後払いの対象とします。なお、本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を納入する必要があります。

3. 本制度の概要(現時点)

- ・ JASSO 第一種奨学金(無利子の貸与型奨学金)の一形態です。
- ・ 授業料は、本制度認定者に代わり JASSO から大学へ振り込まれます。
- ・ 本制度は保証料の支払い(機関保証への加入)が必要です。このため、授業料相当額及び保証料相当額を併せた額が貸与額(以下、「授業料支援金」という。)となります。
- ・ 本制度利用者は「生活費奨学金(月額 1、2、3、4 万円から選択する無利子の貸与型奨学金)」を申請することができます。なお、保証料の支払い(機関保証への加入)を必須とし、第一種奨学金と同様に上記額から保証料を天引きするものとします。
- ・ 本制度利用者は JASSO 第一種奨学金の貸与を受けることはできません。ただし、JASSO 第二種奨学金の貸与は申請可能です。
- ・ JASSO 第一種奨学金と同様に、適格認定及び業績優秀者返還免除の適用を予定しています。

4. 卒業後の JASSO への納付

- ・ 本制度利用者は、授業料支援金(生活費奨学金受給者は当該貸与額を含む。)の額に達するまで卒業後の所得に応じ、口座引落により JASSO に納付します。
- ・ 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とします。ただし、扶養する子供が 2 人いれば、年入 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらない等、独自の扶養控除を創設します。詳細は、JASSO より別途周知予定です。

5. 本制度への申込

入学後(申請時期未定)に本制度に申請する必要がありますが、現時点で申込方法等の詳細は未定です。詳細が決定され次第、本学HP等によりお知らせいたします。

6. その他

国が公表する資料等は以下の文部科学省HPよりご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

以 上